都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 開発行為に

関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、 この開発区域を表示した図書は、 奈良県中和土木事務所にお 11 て閲覧できます。

令和五年十二月二十六日

奈良県知事 山 下 真

一許可番号

令和五年九月十四日奈良県指令中土第五六ー七号

令和五年十一月十七日奈良県指令中土第五六ー七ー 号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年十二月七日中土第七五一

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市地黄町五二番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市地黄町四四四番地

宮田誠己

一許可番号

令和五年八月十六日奈良県指令中土第五六ー五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和 五年十二月十二日中土第七五一

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市和田町二三〇番一五、 二三一番一及び二三二番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市御坊町一〇〇番地の一

株式会社やまぐち 代表取締役 山口万起代